

〈論 説〉

食品ロスの法的・政策的課題

李 斗 領

はじめに

第1章 食品ロスの現状

第2章 食品削減推進に関する法令・行政機関

第3章 食品ロスを減らす取り組み

第4章 食品ロスに関する法的・政策的課題

結びにかえて

はじめに

昨今食品ロスの社会的な注目が更に増している中、今後実態に即した政策的な側面や法的課題を検討することを痛感させる。それを前提として以下の共通の認識が必要であろう。食品ロスの削減は国内外においては、食料生産を減少させ経済的な損失をもたらす（経済的問題）のみならず、食品ロスに起因する天然資源の浪費（エネルギー問題）や食品を処理過程において温室効果ガスの過剰な排出すること（環境問題）、一層食品ロスを削減することによってもたらす栄養不足人口の減少（貧困問題）に繋がることである。

上記のような現状を踏まえ、日本においては制度的・政策的な克服のために、以前の「食品リサイクル法」に加え、2019年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称＝食品ロス削減推進法）を制定し、多様な主体が連携し、市民運動として食品ロスの削減を推進している。食品ロスを削減していくための基本的な観点は以下のように明記している。す

なわち、①市民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと。②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことである。

そして、その制定の背景には、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在するなか、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している状況であること、食品ロスを削減するために、真摯に取り組むべき課題であることを共通意認識（世界的課題）として持っている⁽¹⁾。

本法の詳細な立法趣旨は、「まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している⁽²⁾日本として、エシカル消費として真摯に取り組むべき課題に対応しなければならない理由からである。⁽³⁾

とりわけ、本稿においては、食品ロスに対する社会的な取り組みを勘案しつつ、まず、第1章においては、食品ロスの現状について整理し、第2章では、食品ロス削減推進計画の策定にあたって留意すべき事項である、推進体制の整備を定着させていく食品ロス削減推進計画の策定に関する関係法令、行政組織を概観し、分析する。更に、第3章は、食品ロスを削減する取り組みとして、各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つための推進体制との連帯や地域特性、計画策定の実現可能の側面、情報共有の必要性が高まるを鑑み、食品ロスを減らす取り組みについて検討する。第4章では、改善策として、食品ロスを減らす実現可能な政策的・法的課題について管見を述べる。特に、食品

ロス削減に関する取り組みの促進方法、食品ロス削減に関する情報の開示の重要性、食品ロス削減に対する財政的支援の実現可能手法などについての分析である。

第1章 食品ロスの現状

(1) 持続可能な目標

国際的な課題として、持続可能な目標とは、国連（UN）のSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標⁽⁴⁾）が掲げる「地球上の誰一人として取り残さない」という誓いのことである。

また、SDGsが目的とする「持続可能な世界」とは、人類による地球環境の保全と利用、消費と再生とがバランスを保ち、人と自然の共存が実現できる世界を目指している。SDGsが掲げる17のゴールは、環境、社会、人権、教育など、世界が抱える様々な問題の解決を目指したものである。ここでいう「地球環境」とは、あらゆる生命や暮らしの基盤である。

要するに、SDGsが目的とする「持続可能な世界」は、地球環境の保全と利用のバランスを取ることと共に自然の共存が実現できる世界のことをいう。それを守り、未来に引き継ぐため、WWF（World Wildlife Fund＝世界自然保護基金⁽⁵⁾）が1980年から掲げ、訴えて続けてきたメッセージであったが、「SDGs（持続可能な開発目標）」とは2015年9月の国連サミットで採択された、17のゴールと169のターゲットからなる国際目標である。国際社会の重要な課題を明示するだけでなく、ビジネスの世界に対しても、果たすべき責任を問う、大きな役割を担っているとされる⁽⁶⁾。

(2) SDGsの目標

「つくる責任、つかう責任」としてSDGs（Goal 12）の目標として掲

げられた背景には、食品ロスに関する問題や水不足と水質汚染、エネルギーなど、人類間の生命や暮らしを支える様々な分野の世界的な課題、問題が深く関わっている。本稿の関連では、その中においても象徴的な課題・問題が、食品ロスであり、とりわけ、食品ロスは、まだ食べられる状態であるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことに対する対策の必要性、世界で生産されている食料のうち、約3分の1が廃棄されているというのが現状であることを意識し、法的に対応すべき課題である。

持続可能な取り組みとして、SDGs Goal 12に該当するのみならず、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる (SDGs Goal 1) こと、また、飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (SDGs Goal 2) 課題にも関わる分野であるように思われる。

【SDGs の17のコール】

- SDGs Goal : 1 **あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる**
- SDGs Goal : 2 **飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する**
- SDGs Goal : 3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- SDGs Goal : 4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- SDGs Goal : 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- SDGs Goal : 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- SDGs Goal : 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- SDGs Goal : 8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完

全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する

SDGs Goal : 9 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

SDGs Goal : 10 各国内及び各国間の不平等を是正する

SDGs Goal : 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

SDGs Goal : 12 持続可能な生産消費形態を確保する (つくる責任、つかう責任)

SDGs Goal : 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

SDGs Goal : 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

SDGs Goal : 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

SDGs Goal : 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

SDGs Goal : 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

(3) もったいない (Mottainai)

勿体無い (もったいない) とは、価値のあるものを無駄にしないという意味で使われる⁽⁷⁾。

この「Mottainai」を世界に広めたのは、日本人ではなく、ケニア人の故ワンガリ・マータイ (Wangari Maathai)⁽⁸⁾ である。彼女は、決して

裕福でない家庭で兄弟6人がいる中、博士号を取得し、ものや自然を大切にしようとする心から女性の地位を支援する活動も合わせて地球環境を守る合言葉として用いた。

2005年日本に訪問し、この「もったいない (Mottainai)」を世界に訴え続けた結果、現在日本のみならず、世界に浸透している。当然でありながら、食品ロス削減こそ「もったいない」を実現していく合言葉として最も相応しいと思われる。

(4) 世界食糧危機

2022年版世界機構の栄養報告書の発表では、ユニセフ (国連児童基金)、国連食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連世界食糧計画 (国連 WFP)、世界保健機関 (WHO) が共同の報告書を出した。

その報告書⁽⁹⁾である、『世界の食料安全保障と栄養の現状 (原題: The State of Food Security and Nutrition in the World)』によると、世界で8億2,800万人が飢餓に直面しており、新型コロナ流行以来、1億5,000万人増加⁽¹⁰⁾した。

(5) 食品ロスランキング2021 (現在)

「UNEP Food Waste Index Report 2021」⁽¹¹⁾では、家庭で廃棄される食べ物の量について、世界ランキングを発表している。2021年版の結果は下記のとおりである。

ランキング1位は、中国であるが、日本の順位も非常に高いのが現状⁽¹²⁾である。

また、下記の表から途上国の食品ロスの原因に関する要因や深刻さが推測できるが、途上国における食品ロスは、一般的に、インフラ不整備、格差、貧困や気候変動、紛争など様々な理由で食糧が不足する食の不均衡が起きているとされるが、その要因や改善策については、第4章で若干検討を行う。

順位	国名	食品廃棄量
1	中国	91,646,213
2	インド	68,760,163
3	ナイジェリア	37,941,470
4	インドネシア	20,938,252
5	アメリカ合衆国	19,359,951
6	パキスタン	15,947,645
7	ブラジル	12,578,308
8	メキシコ	11,979,364
9	バングラデシュ	10,618,233
10	エチオピア	10,327,236
11	フィリピン	9,334,477
12	エジプト	9,136,941
13	コンゴ	8,912,903
14	日本	8,159,891
15	トルコ	7,762,575
16	ベトナム	7,346,717
17	タンザニア	6,907,649
18	ドイツ	6,263,775
19	イラン	5,884,842
20	フランス	5,522,358
21	タイ	5,478,532
22	ケニア	5,217,367
23	イギリス	5,199,825
24	ロシア連邦	4,868,564
25	イラク	4,734,434
26	ミャンマー	4,666,125
27	ウガンダ	4,546,237
28	スーダン	4,162,396
29	イタリア	4,059,806
30	アルジェリア	3,918,529
31	大韓民国	3,657,764
32	スペイン	3,613,954

33	サウジアラビア	3,594,080
34	コロンビア	3,545,499
35	ウクライナ	3,344,904
36	モロッコ	3,319,524
37	アルゼンチン	3,243,563
38	アンゴラ	33,169,52
39	モザンビーク	3,118,416
40	アフガニスタン	3,109,153
41	イエメン	3,026,946
42	ウズベキスタン	3,001,868
43	カナダ	2,938,321
44	マレーシア	2,921,577
45	マダガスカル	2,769,594
46	カメルーン	2,577,064
47	オーストラリア	2,563,110
48	コートジボワール	2,561,140
49	ガーナ	2,555,332
50	ニジェール	2,393,877

※単位はすべてt(トン)である。

(6) 食品ロスの主な原因

食品ロスの原因は、食べ残す行為、必要以上に多く作る行為、余るほど食材を購入する行為が指摘される。また、賞味期限と消費期限に対する認識や対応の異なる点により早期に廃棄されてしまうケースもある。

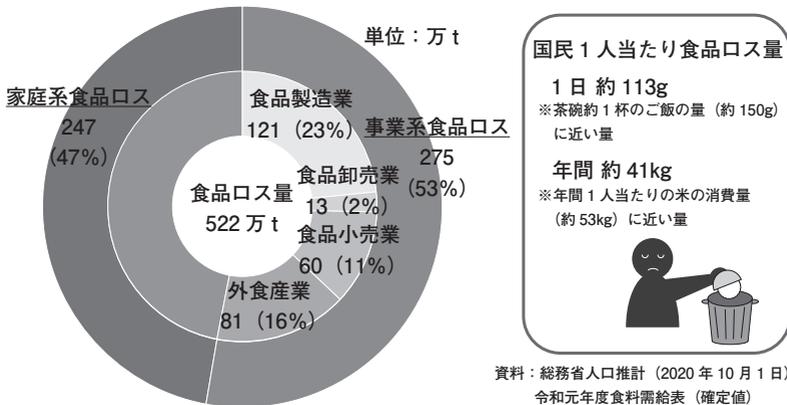
- ・消費期限：安全に食べられる期限（例えば、ケーキ日持ち、20〇〇年10月31日15時）
- ・賞味期限：美味しく食べられる期限（例えば、20〇〇年10月と表記、食品に関しては2割以上短い場合が多い）

また、規格外を流通しない行為などである。日本では年間193万トンの野菜が出荷されず捨てられる。家庭の生ごみの45%は、手づかずのまま捨てられた食品である。⁽¹³⁾

(7) 食品ロスの現状

日本の食品ロスの原因は、大きく分けて二つある。①事業系食品として、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど小売店での売れ残りや返品、飲食店での食べ残し、売り物にならない規格外品といった事業系食品ロスである。また、②個人として一般家庭での料理の作り過ぎによる食べ残しや、買ったのに使わずに捨ててしまうこと、料理を作る時の皮のむき過ぎなどの家庭系食品ロスに分けられる。

【国内食品ロス (2022 (令和 4) 年農林水産省資料)⁽¹⁴⁾



【事業系】：275万トン

食品製造業……121万 t

食品卸売業……13万 t

食品小売業……60万 t

外食産業………81万 t)

【家庭系】：247万トン

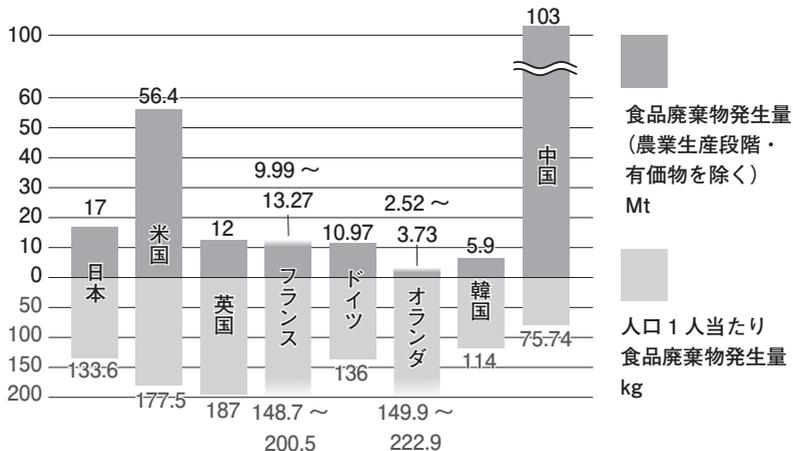
【事業者の食品廃棄物 (有価物含む)】 1,624万トン

【世界の食品ロス・総廃棄量・一人当たりの食品ロス⁽¹⁵⁾】

	人口	廃棄総量 単位万 t	食品ロス 単位万 t	一人当たり 廃棄総 量/年間 単位 kg	一人当た りの食品ロ ス/年間 単位 kg	食料自給 率(2013 年、カロ リーベー ス) %
日本	1億2千万	1,700	640	133.6	50	38
中国	13億8千万	1億300		75,74		
アメリカ	3億2千万	5,640		177,5		130
イギリス	6千310万	1,200	900	187	142	63
ドイツ	8千200万	1,092	469	136		95
フランス	6千400万	999		148	83	127
韓国	5千200万	590		114		

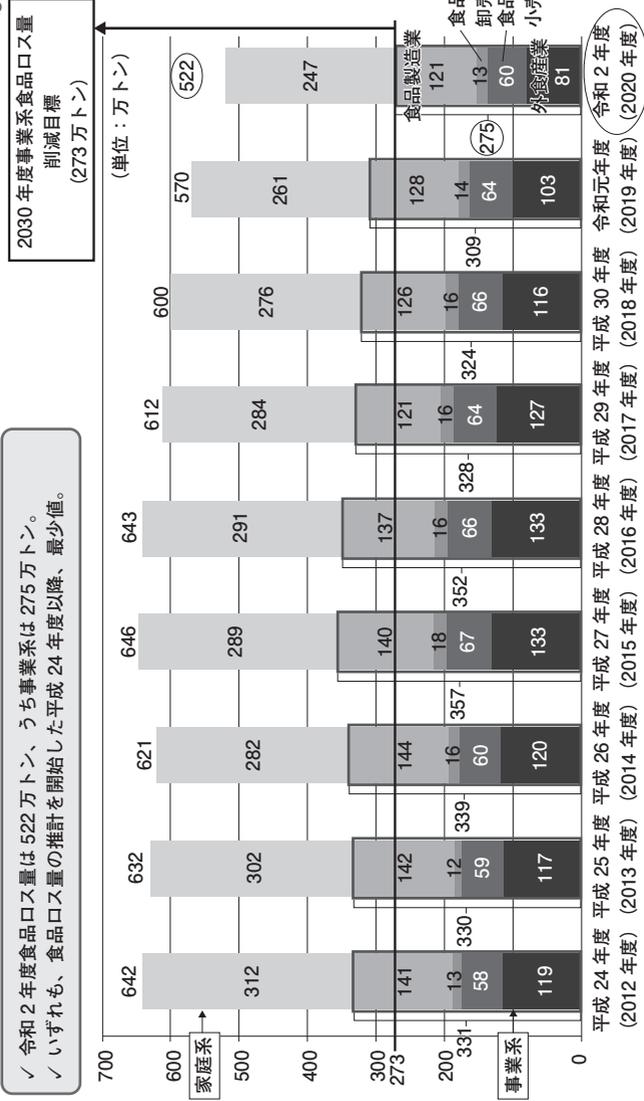
廃棄される食品の中で、まだ食べられる食べ物と食品加工の段階で出る肉や魚の骨などの元々食べられない部分の両方を合わせて食品廃棄物といい、各国の食品廃棄物発生量は、その国の人口によりまばらですが、どの国も人口1人当たりの廃棄量は少なくない状況である。

食品廃棄物発生量の主要国比較



【農林水産省 食品ロス量の推移表】⁽¹⁷⁾

食品ロス量の推移 (平成 24 ~ 令和 2 年度)



※ () 内は食品廃棄物量の数値。有価物は含まない数値

ヨーロッパ諸国では、廃棄処分対象になった食品のみを扱ったスーパーマーケットや廃棄予定の食品を活用したレストランが開かれるなど、食品廃棄物をビジネスに転換する動きが高まっている⁽¹⁶⁾。食品廃棄物発生量の主要国比較に関しては、「食品廃棄物発生量の主要国比較」の表を参照されたい。

また、現在、SDGs が採択された2015年の数値削減目標値は323万 t であり、2020年時点で124万 t の削減が進捗している。SDGs における食品ロスの目標はひとり当たりの食糧廃棄を半減させることが目標であることから目標値は、食品リサイクル法や食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく定期報告制度が始まっていない2000年度の推計値を基準に485万 t まで削減を目標にしなければならない状況である。但し、事業系食品ロスの数値は計測開始後、過去最小値で徐々に、減少している。農林水産省「食品ロス量の推移表」も合わせて参考されたい。

第2章 食品削減推進に関する法令・行政機関

⁽¹⁸⁾法制度として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」⁽¹⁹⁾の概要は以下⁽²⁰⁾である。

本法の目的は、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、制定する旨を宣言している。

(1) 食品ロスの削減の推進に関する法律の目的

詳細は、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している日本として、真摯に取り組むべき課題であることを明示している。

また、食品ロスを削減していくための基本的な視点は以下である。

- ①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成と

その定着を図っていくこと。

- ②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくこと。

(2) 食品ロスの削減の推進に関する法律の主な内容

- ・食品ロスの削減の定義 (第 2 条)
まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組
 - ・責務等 (第 3 条～第 7 条)
国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力
 - ・食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進 (第 8 条)
 - ・食品ロス削減月間 (第 9 条)
食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間 (10 月) を設ける
 - ・基本方針等 (第 11 条～第 13 条)
政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定 (閣議決定)
都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
 - ・基本的施策 (第 14 条～第 19 条)
- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発⁽²¹⁾等
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に
伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討
・食品ロス削減推進会議⁽²²⁾ (第20条～第25条) 設置

(3) 食品リサイクル法

また、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）⁽²³⁾がある。食品関連事業者が対象となる法律である。

この法律は2001年に施行、2007年に改正されており、20年ほど前から実施されている。

一、食品リサイクル法は食品の売れ残りや食べ残し、あるいは食品の製造工程で大量に発生している食品廃棄物に関して、発生抑制と減量化を行い、最終的に処分する量を減少させることを目的する。

二、食品ロス削減に関してはここ数年で取り組みが増加しているが、食品関連事業者に向けては食品リサイクル法が適用され、以前から食品ロス削減の取り組みが行われている。

三、処分となってしまったとしても飼料や肥料などの原材料として再利用するなど、食品循環資源の再生利用を促進する目的も盛り込まれており、削減と再利用を推進する取り組みが進められている。

要するに、政府は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定め、基本方針⁽²⁴⁾では、再生利用等を実施すべき量に関する目標を、業種別（食品製造業、食品小売業、食品卸売業、外食産業）に定めているが、食品ロス対策としては、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進することができ、有効な制度として運用が望ましいと考えている。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律と食品循環資源の再生利用

等の促進に関する法律は、食品ロスを削減していくための基本的な視点が異なる点から生じる問題を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律で対処できるメリットもあり、両法律の食品をめぐる策定を工夫することによって食品ロスから発生する課題を解消できる余地もあるように思われる。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律では、具体的に下記の基本方針として策定する。

一、食品循環資源として、食品廃棄物であって、飼料・肥料等の原材料となるなど有用なもの。

二、再生利用として、①食品循環資源を飼料・肥料・炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤、②油脂及び油脂製品・エタノール・メタンとして利用し、又は利用する者に譲渡すること。

三、再生利用等は、発生抑制、再生利用、熱回収、減量（乾燥・脱水・発酵・炭化することを策定して運用する。

また、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律は、食品ロスの削減の推進に関する法律とは異なり、食品関連事業者による再生利用等に重心を置き、食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用等に取り組むこと、判断の基準となるべき事項では、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法、特定肥飼料等の製造基準等について定めているがゆえに、再生利用促進を強調するが、食品に対する「必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、広報活動等」の観点からは共通する制度として運用次第には、効果的な制度であると思われる。

(4) 食品ロスに係る関連中央行政機関

・農林水産省

農林水産省は、食品ロス削減の取組の進展に活かすため、食品ロス量の推計を行い、公表している。特に、農林水産省は、事業者や消費者、

地方公共団体、関係省庁とも連携し、より一層の食品ロス削減のための取組を進めている。⁽²⁶⁾ 下記の表は、取りまとめの一例である。

【食品ロス量の公表（一例）】

	令和元年度	令和2年度	前年度との比較
食品ロス量	570万トン	522万トン	▲48万トン、▲8%
事業系食品ロス量	309万トン	275万トン	▲34万トン、▲11%
家庭系食品ロス量	261万トン	247万トン	▲14万トン、▲5%

※農林水産省「食品ロス・食品リサイクル」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/ も合わせて参照されたい。

・環境省

環境省では、それぞれの主体が食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を得ることができるよう、食品ロスに関する情報を集約した「食品ロスポータルサイト」を作成・更新している。モデル事業の支援、「フードドライブ実施の手引き」の公表、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」⁽²⁷⁾の公開などを行っている。

・消費者庁

消費者庁においては、食品ロス削減推進表彰、各年の食品ロス削減月間ポスターイベント開催等について情報提供するほか、特設サイトでは、小売店舗等での啓発賞味期限の切れた災害備蓄食品について情報提供をする。⁽²⁹⁾

特に、消費者庁の取り組みとして、食品ロス削減に向けた取組を行っている団体等を紹介する。地方公共団体、民間、生徒・学生における取組を参考に、身近なところから食品ロスを減らす活動を情報公開している。

モデル事業の概要 (環境省紹介)

部門 I (食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業)⁽²⁸⁾

事業主体	事業の名称	事業の概要
公益財団法人 Save Earth Foundation	食品廃棄ゼロ京都プロジェクト「食品ロスゼロ×食品リサイクル100%」	地域の店舗・施設、京都大学、京都市と連携し、「食品残さ・食品ロス計量による発生抑制と原因の特定」「CO2削減をも配慮した食品残渣の共同回収・リサイクルの取組」「食べ残しゼロ啓発」等の食品廃棄削減や共同食品リサイクルループの構築に取り組み、「食品ロスゼロ×食品リサイクル100%」を目指す。
エ イ チ ・ ツ ー ・ オ ー リ テ イ リ ン グ 株 式 会 社	地域とともに実現する食品廃棄ゼロエリアプロジェクト	食品スーパー、イズミヤの店舗から出る食品廃棄物をアップサイクル(加工食品)やりサイクル(堆肥化)を図りゼロループ構築を目指すとともに、関係者と連携した新しいアプローチの開発、地域の住民と協働で創出した食品廃棄物削減のアイデア実証を行うことで、地域における食品ロス削減の機運を醸成し、食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。
学校法人 藍 野大学	AINO TOWN 食品廃棄ゼロエリア創出プロジェクト	藍野大学のキャンパス内で、パネルや冊子での意識の涵養、学生に対するフードドライブ活動・フードパントリー活動、食堂での売れ残り弁当の安価での販売等の食べ残しをしない取組や生ごみ処理機導入により、食品ロスの削減とともに、学生食堂での食品廃棄ゼロエリア創出を目指す。

第 3 章 食品ロスを減らす取り組み

本章においては、食品ロスに関する地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することの必要性に基づき、フードバンク活動が行われている地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フー

ドバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携がどのように運用されているかについて政策的な観点から分析する。東京都の取り組みを合わせて市民・NPO・企業の役割についても検討する。

食品ロスの削減の推進に関する法律においては、国及び地方公共団体は、食品関連事業者その他の者から未利用食品など、まだ食べることができる食品の提供を受けて、貧困、災害などにより必要な食べ物を十分に入手することができない者に対して、食品を提供するための活動（フードバンク活動）が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化などを図るために必要な施策、その他民間のフードバンク活動を支援するために必要な施策を講ずることとされている⁽³⁰⁾。

フードバンク活動とは、「まだ安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄付してもらい、福祉施設や支援団体、困窮世帯に無償で提供する活動のことである⁽³¹⁾」とされる。

(1) フードバンク活用

フードバンクの誕生は、1967年アメリカ・アリゾナ州のジョン・ヴァンヘンゲルさんの活動からである。当時無料で慈善活動であった「スープレキッチン」の活動をしていたジョンさんは、10人の子供たちをひとり育てている母親の行動に注目した。母親は、大型スーパーのゴミ箱にまだ食べられるものが沢山捨てられていることを伝えたくっかけからである⁽³²⁾。ジョンさんは確認し、食べられるものや冷凍食品が捨てられていることを知り、他のスーパーにも寄付して欲しいとの協力から「フードバンク (Food Bank)⁽³³⁾」が始まったのである。

(2) 行政機関

- ・中央政府（消費者庁、農林水産省、環境省）の啓発、資料公表、分析（本稿・第2章参考）

- ・自治体の取り組みによる啓発活動（本章の東京都の取り組み）
- ・フードバンク推奨・支援

東京都の取り組みとして、食品ロス削減推進計画は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階で発生している食品ロスは、資源の無駄だけでなく CO₂排出の面からも喫緊に取り組むべき課題を認識し、食品ロス削減推進法に基づく都の食品ロス削減推進計画を策定し、多岐にわたる食品ロス対策を着実に進めるため、事業者、消費者、行政等が緊密に連携を図り積極的に取組を推進している。

施策の進め方としては、東京都食品ロス削減パートナーシップ会議による連携活動として、①同会議及び構成メンバーである関係団体等と連携し、多岐にわたる食品ロスの各施策を実効性ある形で進めていく。②区市町村、他の都県市等との連携、③持続可能な資源利用の実現に向けた環境学習の充実を図り、教育関係部署との連携や、子どもから大人まで幅広い世代への食育等を通じ、食品ロスに関する環境学習を充実させていくことを進めている。

(3) 東京都食品ロス削減推進計画

東京都食品ロス削減推進計画として、2030年の目標達成に向けた主な施策を作成し、2025年までに「食品ロス発生量実質ゼロ」を目指している。具体的な施策は、以下である。

一、発生抑制（リデュース）を基調とした持続可能な循環型社会へ

①家庭系の食品ロス削減

食品ロスに関する正しい知識の理解促進、冷蔵庫のストックチェック等の食品ロス削減行動の習慣化などについて、オンライン等を活用して効果的に普及啓発する。

②事業系の食品ロス削減

食品ロス削減に知見を有するアドバイザーが飲食店等で助言するほか食品ロス削減につながる優良事例を共有する。

二、先進技術を活用した食品ロスの削減

ICT等を活用した高精度な需要予測の利用促進のほか、高度な包装・冷凍技術による食品のロングライフ化について、実証事業を通じて一層の開発・利用を促進する。

三、フードサプライチェーンの連携した取組の推進

商慣習の見直しの好事例を広く共有するほか、取組状況を消費者に対して発信する。

四、未利用食品の有効活用の推進

区市町村等の保有する防災備蓄食品とフードバンクをマッチングするシステムにより積極的に有効活用を図る。

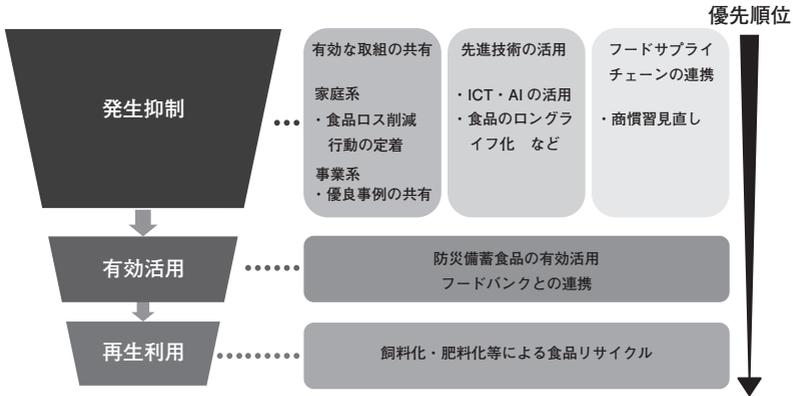
五、食品リサイクルの推進

発生抑制等に最大限努めた上でも発生する食品ロスは、飼料化・肥料化等によるリサイクルを推進することである。

(4) 食品ロス削減の取組の優先順位

また、東京都では、「全国で一般廃棄物の処理に要した費用は2兆円(2018年度)を上回っており、社会的コストや家計負担を軽減する観点からも貴重な食料資源の無駄をなくしていくことが重要である」との認識の下、食品ロス削減の考え方を示している。

詳細は、事業者、消費者、行政・NPO等の各主体は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で食品ロスが発生していることを認識の上、廃棄物削減における3R(リデュース、リユース、リサイクル)を基本に、まず、食品ロスを発生させない、発生しているものを減らしていく発生抑制(リデュース)を最優先とした取組が重要であること、また、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、出来るだけ食品として有効活用(リユース)し、それでもやむを得ず発生する食品ロスについては飼料化や肥料化等の再生利用(リサイクル)に努めていくことを強調している。



食品ロス削減の取組の優先順位

上記のような取り組みを実現していくために、東京都は食品ロス削減の取組の優先順位を策定⁽³⁶⁾している。また、東京都「東京都食品ロス削減推進計画」においては、食品ロスや食品リサイクルに関する施策について詳細に公表している。

(5) 個人（家庭・社会）

食品ロスを改善するために市民が出来る取り組みとしては、以下の様な対策を提案する。

- ①食品の保存方法を学び、適切に保存して鮮度を保存する知識を学習することである。野菜や果物は適切な温度と湿度で保管し、冷蔵庫の適切な棚に配置することや、保存期間を延ばすために冷凍保存も活用する、「食品の保存方法」に関する知識が必要である。
- ②「計画的な買い物の習慣」として、スーパーや食料品店で買い物する際に、必要な分だけを買うように心掛けること。要するに、冷蔵庫や冷凍庫の在庫を確認し、賞味期限の近い食品を最初に消費するように計画のことで、いわゆる、食品の適切な買い物を意識するである。
- ③「食品ロス関係する情報共有」である。食品ロスに関する問題や解決

策についての情報を学び、意識を高めることである。例えば、食品ロスの削減を促進するキャンペーンやイベントに参加することなどである。

- ④ 普段の食品調理を計画的に行うことである。いわゆる、必要な材料を事前に把握し、余った材料を使って別の料理を作るなど、使い切る工夫も必要である。〔食品調理の計画性〕
- ⑤ 食品バンクの協力を繋がる「食品の寄付」も考えられる。西洋では、日常広く活用しているが、賞味期限が近いがまだ食べられる食品や余った食品を提供すること、地元のフードバンクや寄付団体に寄付する社会的仕組の下、食品ロスを減らすだけでなく、食品を必要としている人々に支援を提供することも重要であるように思われる。
- ⑥ 「コミュニティの啓発」であるが、食品ロスの問題について、家族や友人、地域の人々に話し合う文化や啓発することである。一人ひとりが意識を持ち、行動を起こすことによって、大きな影響を与えることができると思われる。
- ⑦ 自宅で可能な環境であれば、「自家菜園活動」を積極的に行うことであるが、環境を整える市民は自家菜園を開始することを意味する。自家製の野菜やハーブを育てることで、自給自足の生活を楽しむだけでなく、食品ロスも減らすことが可能になると思われる。

その他、外食の際には食べられる量を頼む、小さな行動を起こす、いのちについて考えることによって「もったいない」を知ることや実践すること⁽³⁷⁾も出来よう。

また、個人の延長線にある市民団体等（社会、ボランティア団体）のフードバンク活性化や取り組みについて参考になる。例えば、以下のNPO 法人ダイバーシティワールドを参照⁽³⁸⁾されたい。

貧困と食品ロスに取り組む NPO 活動であるが、同 NPO は、「フードバンクポータル構想が巻き起こす5つのソーシャルインパクト」を掲げている。

- ①日本の食品ロスと二酸化炭素排出量を大きく減らして地球にやさしい社会づくりに協力する。
- ②廃棄寸前食品でシングルマザー家庭を中心とする貧困家庭の家計を助けることで、生活保護に充当する国家予算の節税効果を生み出す。
- ③廃棄寸前食品で家計を助けるに止まらず、就労・起業支援教育プログラムでシングルマザー家庭を中心とする貧困家庭や子どもたちを根本的に救う。
- ④安心安全な社会の礎となるご近所コミュニティの再活性化を促進し、「互助のチカラ」の復活や孤独死問題を解決する。
- ⑤コロナショックにより経営環境が悪化している飲食店の CSR・PR 活動のため、廃棄寸前食品・試食品を提供できる場づくりをする。

(6) 企業等

一、保存期間を延ばす工夫（セブンプレミアム）の例である。⁽³⁹⁾

食品廃棄物の発生を抑制する取り組みとして、長鮮度商品の開発している。例えば、パン類や、サラダ、お惣菜についても、長鮮度の商品を開発することで食品廃棄の減少に努めている。詳細は、素材や製造工程、温度管理を見直すことで、味や品質を落とさずに従来よりも長い消費期限を可能にしたチルド弁当を開発する取り組みの例である。

二、新鮮度把握し購入できるアプリ開発

例えば、現在運用しているアプリとして、「食べチョク」、「Oisix」、「ポケットマルシェ」、「イトーヨーカドーネットスーパー」、「カウシェ」があり、例えば、野菜・米・肉・魚などの食材をすぐにお取り寄せできるアプリや生産者に気になる点を質問できるアプリもある。

三、フードバンクノーハウ共有・開発、行政と市民と連帯⁽⁴⁰⁾

フードバンク活動の一環として、NPO 法人 Shining は、行政や企業との連携で寄贈量の増加に取り組んでいる。

また、「NPO 法人らしく = 特定非営利活動法人 (<https://rashiku.or>

jp/)」では、食料寄付を促し、多岐にわたる活動を整理し情報を伝わりやすくする工夫や活動をしている。

なかんずく、何のために活動しているのかという「優先順位を明確にし、具体的な社会貢献の方向性を示すことは重要な広報戦略であり、そうしなければ、法制度に則った活動の効果やドナー（寄付者）へのアピール」が効果でない場合も生じる。⁽⁴¹⁾

第4章 食品ロスに関する法的・政策的課題

食品ロスの削減によって、世界の食料需給バランスの変化が起きた場合に、「環境・経済・社会の三側面に与える良い影響については、社会面における栄養不足人口の変化、環境面における土地・水資源利用量、温室効果ガス排出量の変化をもたらし、経済面における食料生産額の変⁽⁴²⁾化」にも繋がるのが期待できる観点に立ち、食品削減取り組みは実効性を確保する重要な手段になろう。

とりわけ、本章においては、食品ロスが世界的な問題である認識に立つのであれば、途上国の食品ロスの問題に関する改善策が必要であり、そのほか、食品ロス削減に関する取り組みの促進の課題、地域の特性等の課題、食品ロス削減に関する法律の整備・課題、食品ロス削減に関する情報の開示課題、食品ロス削減に対する財政的支援の課題を論点として取り上げ検討する。

(1) 途上国の食品ロスの問題

一、途上国の食品ロスの原因

一般的に、インフラ不整備、格差、貧困や気候変動、紛争など様々な理由で食糧が不足する食の不均衡が起きているとされるが、後進国で食品ロスが発生する主な原因⁽⁴³⁾は以下のようなものである。

- ・生産や加工段階での廃棄が圧倒的に多い

- ・収穫技術の問題で生産しても収穫しきれず腐って廃棄する
- ・保存設備や加工設備が不足していることから貯蔵や加工できず廃棄しなければならないもの
- ・輸送手段が整備されていないことから、生産しても過剰となること
- ・流通段階での廃棄
- ・非衛生的な店舗から発生
- ・マーケティングシステムが不十分
- ・必要な場所に必要な量の食品が行き渡らず、その分が余ると食品ロスが発生

二、途上国の食品ロスの原因支援・改善策

- ・農業に対する技術支援やインフラ、保存設備、加工施設などの整備などを行うことや先進国の支援
- ・マーケティングシステムの改善
- ・意識変化、教育、啓発活動が効果的であろう。

(2) 食品ロス削減に関する取り組みの促進の課題

政府や自治体が食品ロス削減に関する取り組みを促進することが重要である。例えば、企業に対して食品ロス削減の取り組みを奨励する税制優遇措置を設けること、食品ロスを削減するための技術やシステムの開発を支援することが考えられる。

現在、推進体制の整備⁽⁴⁴⁾として、食品ロスの削減の推進に関する法律においては、①地方行政として推進していくためには、首長の理解の下、主担当部局を定めた上で、関係する部局間で、認識を共有することが重要であるとしている。また、②推進体制の整備として、例えば、関係部局から構成される連絡会議を設けて、情報共有及び調整を行い、各施策の連携を深めることなどが必要であるとし、③更に、地域の食品関連事業者等、関係団体・事業者等の意見を十分に聴き、協働することが必要であることは当然であるが、その際、フードバンク活動が行われている

地方公共団体等においては、消費者、産業振興、環境、保健福祉等の関係部局間で連絡を密にしながら、フードバンク活動の基盤の強化に向け、フードバンク活動団体との連携に配慮するとともに、必要な支援を検討、実施することや、食品ロス削減推進計画の策定に関し、関係法令に基づく各種の計画（食育推進計画、廃棄物処理計画等）との調和を保つことが重要であるとの認識が必要であろう。

(3) 地域の特性等の課題

食品ロスの削減に向けた取組の現状や課題を把握し、その結果に基づき、食品ロス削減推進計画の策定を行うことが望まれる。特に、食品ロス削減推進計画では、一般廃棄物の組成調査を行い、現状を把握した上で、策定することを要求していること、更に、近隣の地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容や、その実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることや、これにより、全国的な連携の拡大に繋がることが望ましい。

(4) 食品ロス削減に関する法律の整備・課題

本稿で検討したように、食品ロス削減を目的とした法律が整備されていない国や地域では、政策の推進が困難になることもあり、法律が整備されている場合においても、規制の緩和や強化が必要な場合がある。例えば、消費期限が過ぎた食品の販売禁止に関する規制がある場合、消費期限が近いがまだ食べられる食品を廃棄する業者が増えてしまう状況に対する法整備や法的なサポート必要であり、今後の運用に任されているように思われる。要するに、常に政策的、食品ロスに対する実態調査を要求している、食品ロス削減推進法第17条の「国及び地方公共団体は、食品ロスの削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、まだ食べることができる食品の廃棄の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査及び研究を推進する」ことも重要な政策手法として食

品ロス対策になるとされる。

(5) 食品ロス削減に関する情報の開示課題

消費者が食品ロス削減に貢献するためには、食品ロスの実態や取り組みに関する情報が必要であり、政府や企業が食品ロスに関する情報を公開する⁽⁴⁵⁾ことによって、消費者の意識が高まり、食品ロス削減の推進が促進できるであろう。

(6) 食品ロス削減に対する財政的支援の課題

食品ロスを減らすには、コストがかかる場合がある。例えば、余剰食品を回収して再利用するための設備やシステムを整備するためには、財政的支援が必要であることや、政府や自治体が財政的支援を行うことで、食品ロス削減の推進が促進できると思われる。

また、財政的な支援として、基金制度を設ける試みや補助金や制度融資、税制特例もある。ここでは、他の分野で現在実施している財政的支援制度（ファンド機構）を食品ロス対策バージョンとして可能か否かを提案する。

一、農林漁業成長産業化ファンド型制度

食品ロスや廃棄ロスを解決取り組みとしてフードバンクポータル構想も常用しているが、例えば、農林漁業成長産業化ファンドの例である。この制度は、農林漁業者や関係事業者に対する支援は、補助金や制度融資、税制特例による支援が中心であったが、現在は、新たな支援ツールとして、官民ファンドによる出資等による支援が活用されている。特に、農林漁業成長産業化ファンドの出資等による支援は、資金使途の自由度が高い、経営支援等の出資後のフォローが期待できるなど、様々なメリットがあるとされる。⁽⁴⁶⁾

食品ロス対策事業に関しても民間型ファンドによる出資制度の考案も食品ロス削減のために改善対策の一計を案じて取り組むべきか否かの検

討も必要であろう。

二、信託基金（スーパーファンド）型制度

また、環境法の土壤汚染分野であるが、アメリカでは、汚染の調査や浄化は米国環境保護庁が行い、汚染責任者を特定するまでの間、浄化費用は石油税などで創設した信託基金（スーパーファンド）から支出する。汚染土壤浄化費用の信託基金（スーパーファンド）の設立や汚染の補償責任の明確化、汚染の有無に関する事前調査などについて定めており、浄化の費用負担を有害物質に関与した全ての潜在的責任当事者（Potential Responsible Parties）が負うという責任範囲の広範さが特徴的である。

このPRPには、現在の施設所有・管理者だけでなく、有害物質が処分された当時の所有・管理者、有害物質の発生者、有害物質の輸送業者や融資金融機関を含む。これにより汚染の発生防止に寄与する一方で、資金が直接の浄化事業よりも裁判や調査費用につき込まれ浄化が進まない原因とも指摘されるが、食品ロスを改善するための財政的な支援のヒントにはなると⁽⁴⁷⁾と思われる。

これに倣い、日本においても、土壤汚染対策法では、指定調査機関を設けて、土壤汚染状況調査の信頼性を確保するため、技術的能力を有する調査事業者をその申請により環境大臣が指定調査機関として指定する。この指定支援法人は、土壤汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置を講ずる者に対する助成、土壤汚染状況調査等についての助言、普及啓発等の業務を行う指定支援法人に関し、基金の設置等の必要な事項を定める。

しかし、日本の土壤汚染対策は、ダイオキシン法のように行政による浄化措置を想定する「公共事業型」ではなく、基本的にストック型環境負荷への対応を土地汚染対策土地所有者の責任を正面に打ち出しつつ進める制度、いわゆる「規制型」であるがゆえに、土壤汚染発生に関する未然防止対策を含めていない⁽⁴⁸⁾。より深刻であることは、「規制型」制度とあると同時に指定法人等による助成や融資の例が少ない理由は、都道

府県自ら一部負担をすることを嫌がっているとの指摘もある⁽⁴⁹⁾。

食品ロス削減の実効性を確保するには、この信託基金（スーパーファンド）制度の食品削減費用出資制度の応用版としての工夫も検討する余地はあるように思われる。

結びにかえて

日本政府は、食品ロスの発生量を2030年度までに2000年度比で半減させる目標を定めているが、食料市場を通じた環境・経済・社会への影響については不明な点が多い。特に、「日本は食料供給の多くを輸入に依存しているため、食品ロスの削減は国内外において食料生産を減少させ経済的な損失をもたらす可能性がある一方で、食品ロスに起因する天然資源の浪費や温室効果ガスの過剰な排出を抑制し、栄養不足人口の減少につながる可能性もある⁽⁵⁰⁾」とされる。

もう一つ、本稿の問題意識として、食品を処理過程において温室効果ガスの過剰な排出することを言及し、紛れもない環境問題であることを指摘した。このような問題意識からは、「人間社会の持続可能性が自然環境の持続可能性を前提としていることは、人間社会と自然の巨視的な関係のみならず、社会内部の個人の権利をめぐる微視的な関係においても当てはまり⁽⁵¹⁾」、食品をめぐる問題も、持続可能な視点からは「人間と自然との密接な係り合いを適切に評価し、人間の選択しうる価値や福利の一部⁽⁵²⁾」として環境問題として食品ロスを考える観点は益々重要になってくると思われる。

そして、国の食品ロスの減らす対策は、経済的な側面においては、国際食料市場を通して経済面では負の影響をもたらす可能性がある一方で、実は、環境面と社会面における課題を同時に解決する可能性を念頭に取り組むべき重要な対策であるように思われる。要するに、経済的な側面では、食料生産額の削減や、社会の面においては、食事エネルギー供給

量の総量、栄養不足人口の削減に繋がり、環境分野においては、食品ロス削減量、土地資源利用量、水資源利用量、温室効果ガス排出量の改善に効果があるとされる。⁽⁵³⁾

なかんずく、法制度としてその運用に期待することと共に、前章において分析したように、途上国の食品ロスの原因を把握し、その改善策を先進国は支援する立場にあることを言及した。更に、食品ロス削減に関する取り組みの促進の課題や、地域の特性等の課題に関しては、地方公共団体との間で、食品ロス削減推進計画の内容やその実施状況等について、情報交換等を行うことにより、地域間の連携を深めることも重要であろう。また、食品ロス削減に関する法律の整備・課題や食品ロス削減に関する情報の開示は先決課題であり、政策的な側面からは、行政の説明責任に繋がる重要な施策である。

最も重要な課題として、食品ロス削減に対する財政的支援の課題は、農林漁業成長産業化ファンド制度の食品ロスに関するバージョンを期待すると共に、環境分野ではあるが、食品ロスにかかる費用の信託基金（スーパーファンド）の応用版も工夫次第で効果的な支援策になり得ると思われる。

【付記】

本稿は、2022年10月22日、東京都品川区環境課・品川区環境活動推進会議主催、市民講座、環境学習講座 第1弾 食品ロス削減「“じぶんごと”で考えよう！食品ロス削減～知る・見る・やってみる～」で発表した「食品（フード）ロスを考える～今の問題、課題、自分で出来ること～」を加筆・再検討（法的・政策的観点）し、掲載する次第である。

注

- (1) 現在「日本に広がる相対的貧困や子どもの貧困、そして高齢者の貧困を解消するための具体的な目標をもっている自治体はどれほどあるだろうか」。更に、「障害者、外国人労働者、山間部に住んでいる人たちなど、取り残されがちな

人たちに対して、都市部の住民と同じような交通アクセスや、医療アクセスを完全に提供できているだろう」かの疑問に答えるところが「持続可能な発展」の理念であるように思われる。蟹江憲史『SDGs (持続可能な開発目標)』中央公論新社、189頁～190頁参照。食品ロスに関する社会的・政策・法的課題もその一環をなす重大な課題であるように思われる。更に、持続可能性法学の観点に立ち、既存の法と制度が持続可能性の維持に有効に機能しない原因を探り、体系的に法や制度の改善を図る研究論文集として、中村民雄編『持続可能な世界への法——Law and Sustainabilityの推進——』早稲田大学比較法研究書叢書 48、成文堂、2020年を参照されたい。特に本稿との関連では、総論(第 1 章・中村民雄、第 2 章・郭舜)は有益である。

- (2) 閣議決定『食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針』2020年 3月31日を参照されたい。特に、この閣議決定においては、食品ロスを削減していくためには、「国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」であるとし、「国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する」ため、この法律を制定する。
- (3) エシカル消費に関する消費者庁の定義は、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることの前提に、「地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のこと」と定義する。また、朝日新聞「2030SDGsで替える」用語参照 (https://miraimedia.asahi.com/word_ethical/)。エシカル (ethical) とは、直訳では「倫理的な」という意味であるが、一般的に理解されている「倫理的な」こととは、法的な縛りはなくとも、多くの人が正しいと思っていることをいう。その「エシカル」と「消費」を合わせた「エシカル消費」というのは、環境や人権に対して十分に配慮された商品やサービスを選択して買い求めることをいう。
- (4) この「持続可能な発展 = Sustainable Development」の概念は、世界自然憲章 (1982年) 以降、リオ宣言・アジェンダ21 (1992年)、パリ協定 (2015年) を経て現在国連では世界的規模で対応している。国連ホームページ参照: Take Action for the Sustainable Development Goals, <https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/> 参照。また、この持続可能な発展に関する法的・制度的な分析は、大塚直「法・制度と持続可能な発展～世代間衡平を中心に～」『持続可能性と Well-Being～世代を超えた人間・社会・生

- 態系の最適な関係を探る〜』日本評論社、2022年、63頁～99頁参照。特に法哲学的な検討(同論文・78頁～82頁)については有益な分析であると思われる。
- (5) WWFは、地球温暖化を防ぐ活動、野生動物を守る活動、森や海を守る活動、ここで取り上げている、「持続可能な社会を創る」活動を行う世界100国以上で活動している環境保護団体(1961年スイスで設立)である。日本のホームページは、<https://www.wwf.or.jp/>参照。
- (6) 国際連合広報センター(United Nations Information Centre)日本語ホームページを参照されたい。<https://www.unicef.org/>(持続可能な開発目標)
- (7) 勿体ないとは、辞典的な意味は、「有用なのにそのままにしておいたり、無駄にってしまったりするのが惜しい」ことを意味する。小学館辞典デジタル参照。
- (8) 井出留美『捨てられる食べものたち(食品ロス問題がわかる本)』、旬報社、2020年、98頁～99頁参照。
- (9) 2022年版『世界の食料安全保障と栄養の現状(原題:The State of Food Security and Nutrition in the World)』アドレス:<https://data.unicef.org/resources/sofi-2022/>参照。
- (10) 井出留美『食料危機 パンデミック、バッタ、食品ロス』PHP新書、2021年、第1章も合わせて参照されたい。16頁～50頁参照。
- (11) アドレス:<https://www.unep.org/resources/report/unep-food-waste-index-report-2021>、UN environment programme サイト「UNEP Food Waste Index Report 2021」参照。
- (12) アドレス <https://elemminist.com/article/1662>であり、日本語に翻訳したElemnistサイトを参照されたい。
- (13) 井出留美『捨てられる食べものたち(食品ロス問題がわかる本)』・前掲注(8)、第2章「食品ロスはなぜ生まれる?」においても多くの食品ロスの原因を紹介している。38頁～63頁参照。
- (14) 農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_4.html参照。
- (15) 参考資料は以下である。1. 農林水産省「食品廃棄物発生量、再生利用量の主要国比較」<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/kouhyou.html>参照。2. 消費者庁消費者教育推進課「食品ロス削減関係参考資料」令和元年7月11日版を参照されたい。
- (16) 農林水産省以下のサイト参照。https://www.maff.go.jp/j/pr/aff/2010/spe1_01.html
- (17) 参考資料は、<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/attach/pdf/220609-5.pdf>、1. 農林水産省「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(令和4年6月時点版)」、2. 「農林水産省 食品ロス量の推移(平成24～30年

- 度)」参照。
- (18) e-GOV 法令検索：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?law-id=501AC1000000019>参照。
- (19) 食品ロス削減推進法（正式名称：食品ロスの削減の推進に関する法律）では、毎年10月食品ロス削減月間を設けて、10月30日を食品ロス削減の日と定めている。食品ロスの削減に向けた取り組みを広げていくため啓発資材の提供、イベントの開催などを実施している。
- (20) 食品ロスの法制度に関しては以下の文献を参照されたい。石川雅紀「食品ロスの削減と課題」『法律のひろば』73巻7号、ぎょうせい、2020年、53頁～62頁参照。また、村谷晃司「弁護士からみた環境問題の深層（第9回）食品ロスの削減と食品リサイクルのための法的課題と留意点：食品ロスの削減の推進に関する基本方針、食品リサイクル法基本方針の実現へ向けて」『環境管理 = Environmental management』産業環境管理協会編、57巻9号、2021年、47頁～54頁を参照されたい。
- (21) 必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む。
- (22) 内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置している。
- (23) 大塚直『環境法（第4版）』有斐閣、2020年、596頁～600頁参照。
- (24) 食品リサイクル法の基本方針については、農林水産省「食品リサイクル法に基づく基本方針の概要」、<https://www.maff.go.jp/tohoku/syouan/syokuri/attach/pdf/index-7.pdf>参照。
- (25) 食品リサイクル法の特色については、大塚直『環境法（第4版）』前掲注(23)、596頁参照されたい。
- (26) アドレスは、<https://www.maff.go.jp/j/press/shokuhin/recycle/220609.html>、農林水産省食品ロスに関する関連サイトである。
- (27) 環境省の食品ロスに関連する情報は、<https://www.env.go.jp/press/111157.html>参照。
- (28) 環境省のモデル事業サイトは、<https://www.env.go.jp/press/111129.html>参照。
- (29) https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/case/、消費者庁関連サイトである。「食品ロス削減の取組事例を見る」事例を参照。
- (30) 食品ロスの削減の推進に関する法律19条1項、2項に定められている。
- (31) 米山広明「食品ロス削減とフードバンク活動の推進に向けて」『法律ひろ

- ば』74巻7号、2020年、39頁参照。
- (32) フードバンクという名づけは、母親が必要な時に銀行のように引き出せる仕組みを作ったのである。井出留美『捨てられる食べものたち (食品ロス問題がわかる本)』・前掲注(8)、90～91頁参照。
- (33) 世界のフードバンクの取り組みについては、小林富雄「世界のフードバンクと発展の課題——機能的複合性と貧困対策——」『生活協同組合研究』2018年7月号、22頁～29頁が有益である。フランス、イギリス、韓国、アメリカのフードバンクの状況が把握できる。
- (34) 東京都環境局は、食品関連事業者、消費者団体及び有識者から構成する「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」から提出された食品ロス削減に向けた提言を踏まえ、食品ロス削減推進法に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定している。下記のアドレスの資料。(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/keikaku.html) 参照。
- (35) 「東京都食品ロス削減推進計画」サイト参照されたい。
(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/keikaku.files/030330_overview.pdf) 参照。
- (36) 東京都食品ロス削減推進計画に基づき「食品ロス削減の取組の優先順位」を作成し公表している。下記のサイトを参照されたい。
(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/tokyo_torikumi/keikaku.files/030330_plan.pdf) 参照。
- (37) 井出留美『捨てられる食べものたち (食品ロス問題がわかる本)』前掲注(8)、第4章「わたしたちができること」102頁～115頁参照。その他、筆者の提案と重複する取り組みもあるが、食べ物の旬を知る、自分で野菜を育てること、料理をする、賞味期限の近づいているものから買うことも推奨する。一般的には、必要以上に食材を買わない、食べられる分だけ作る、買い物をする前に家の食材を確認する、消費者庁が推進する、陳列の前の商品順に購入することや、空腹時は買い物に行かない、食品の長持ちさせる工夫をする、保存食の消費期限の確認をすることなどもあろう。
- (38) NPO 法人ダイバーシティワールド (https://readyfor.jp/users/14465) サイト参照。
- (39) セブン - イレブン「セブン - イレブンのサステナビリティ食品ロス・食品リサイクル対策」(https://www.sej.co.jp/csr/waste.html) 参照。
- (40) 農林水産省「フードバンク活動事例集」農林水産省 令和4年度フードバンク活動強化緊急対策委託事業をまとめた資料である。フードバンク活動が効果的に展開されることで、食品ロスの削減や、困窮世帯などへの適切な支援がより充実することを目指している。農林水産省関連資料 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_8-13.pdf) 参照。

- (41) 小林富雄「世界のフードバンクと発展の課題——機能的複合性と貧困対策——」前掲注 (33)、28頁参照。
- (42) 棟居洋介、増井利彦、金森有子「わが国の食品ロス削減による国際食料市場を通じた——環境・経済・社会への影響——」『環境科学会誌』36巻2号、2023年、21頁～24頁参照。
- (43) 国連 WFP 日本語サイト「食品ロスと飢餓～「食の不均衡」について考える～」2019年7月26日、WFP 日本レポートは下記のサイトを参照されたい。主に、後進国の食品ロスに関する資料。(https://ja.wfp.org/stories/shipinrosuto-jiie-shinobujunheng-nitsuitekaeru) 参照。
- (44) 食品ロスの削減の推進に関する法律においては、その責務等(第3条～第7条)を明文化している。
- (45) 情報の収集及び提供として、食品ロスの削減の推進に関する法律第18条は、「国及び地方公共団体は、食品ロスの削減について、先進的な取組に関する情報その他の情報を収集し、及び提供するよう努める」ものとする。
- (46) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成24年法律第83号)については、第180回通常国会において成立し、平成24年9月5日に公布され運用されている。
- (47) 米国で1978年に起きた「ラブキャナル事件」を契機に制定した「包括的環境対策・補償・責任法(CERCLA)」(1980)と「スーパーファンド修正および再授權法(SARA)」(1986年)の2つの法律を合わせた通称である。
- (48) 北村喜宣『環境法 第5版』弘文堂、2020年、411頁参照。
- (49) 大塚直『環境法(第4版)』前掲注(23)、388頁参照。
- (50) 棟居洋介、増井利彦、金森有子「わが国の食品ロス削減による国際食料市場を通じた環境・経済・社会への影響」前掲注(42)、15頁～27頁参照されたい。
- (51) 中村民雄編『持続可能な世界への法——Law and Sustainabilityの推進——』前掲注(1)、郭舜「持続可能性と法における人間中心主義」52頁参照。
- (52) 中村民雄編『持続可能な世界への法——Law and Sustainabilityの推進——』前掲注(1)、郭舜「持続可能性と法における人間中心主義」47頁・52頁参照。
- (53) 棟居洋介、増井利彦、金森有子「わが国の食品ロス削減による国際食料市場を通じた環境・経済・社会への影響」前掲注(42)、25頁の「表3:わが国の食品ロス削減による国際食料市場を通じた影響の評価」を参照されたい。